Q&A よくある質問にお答えします。

Q 要介護(要支援)認定申請の窓口は、校区ごとに決められているのですか? …… A こたえ ▶ 14 ページ

Q 訪問調査の時に家族は立ち会えますか? …… A こたえ ▶ 14 ページ

Q 障がい福祉サービスを受けていますが介護保険サービスは受けられるのですか?…… A こたえ ▶ 27 ページ

Q 有効期間内にサービスを受けている本人の状態が変化した場合は、どうすればよいのでしょうか?…… A こたえ ▶ 27 ページ

Q 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所を希望していますが、どこもいっぱいで順番待ちと言われました。どうすればよいのでしょうか? …… A こたえ ▶ 32 ページ

Q 住宅改修で8万円しかかかりませんでした。残りの金額分は使えないのですか?…… A こたえ ▶ 42 ページ

Q 保険料を滞納したらどうなるのですか?…… A こたえ ▶ 61 ページ

1 要介護(要支援)認定申請について

1 要介護（要支援）認定申請について

介護サービスを利用するまでの申請事務の流れ

●対象となるのは…？

■65歳以上の方

原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要となった場合に熊本市の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

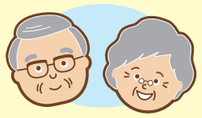

■40歳～64歳の方

病気（特定疾病5ページ参照）により、介護や日常生活の支援が必要となった場合に熊本市の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

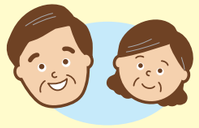

●窓口に相談してみる

お住まいの地域の「高齢者支援センターささえりあ」や「居宅介護支援事業所」に相談すると申請のアドバイスや手続きの代行をしてもらえます。

▶申請する

サービスの利用を希望する方は各区役所・総合出張所窓口に介護保険被保険者証を添えて「要介護（要支援）認定」の申請をしましょう。（※）

▶要介護（要支援）認定

●訪問調査

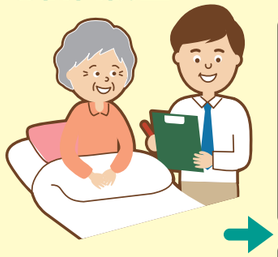

認定調査員が本人の心身の状況を確認するために、日常生活における介護の必要度について本人と家族などに聞き取り調査を行います。

コンピュータ判定（一次判定）

74項目の基本調査を行い、全国共通のコンピュータソフトによって判定されます。

主治医の意見書

主治医に疾病状態、特別な医療、認知症や障がいの状況について意見を求めます。

●介護認定審査会（二次判定）

認定調査（一次判定）の結果と主治医の意見書などをもとに保健・医療・福祉の専門家によって、どのくらいの介護の手間が必要か審査します。

●認定

介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が認定されます。

- 要介護５
- 要介護４
- 要介護３
- 要介護２
- 要介護１
- 要支援２
- 要支援１
- 非該当（自立）

要介護（要支援）の認定後の詳しい手続きは16ページへ

▶認定結果の通知

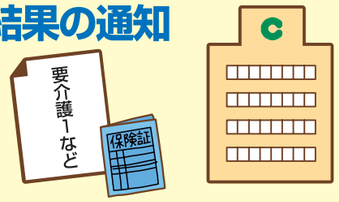

認定申請から約30日ほどで市から申請者本人に被保険者証の送付と認定結果が通知されます。認定に不服がある場合は、熊本県介護保険審査会に不服申し立てをすることができます。（47ページへ）

▼審査結果が非該当の場合

非該当の審査結果が出た方に対しては、いつまでも健康で生活できるように介護予防の取り組みをご案内しています。詳しくは、66ページをご覧ください。

▼要介護・要支援の認定を受けた場合

要介護・要支援認定を受けた方は、要介護度に応じたサービスを受けることが出来ます。

どこでどのようなサービスを受けたいのかを選んでください。

なお、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院は、要介護の認定を受けないと利用することができません。

介護サービスについて、詳しくは、16ページをご覧ください。

▶介護（介護予防）サービス計画の作成

介護サービスは、１ヶ月の介護（介護予防）計画を立てて利用します。

介護の計画は、本人と家族の希望を聞きながら、担当のケアマネジャーが作成します。

●在宅でのサービスの利用をする場合

要介護認定を受けられた方は、希望する居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、要支援の認定を受けられた方は、お住まいの校区担当の高齢者支援センターささえりあの保健師などが作成します。

●施設に入所をする場合

施設のケアマネジャーが、作成します。

▶サービスを利用する

ケアプラン（居宅（介護予防）サービス計画）に基づいてサービスを利用します。利用者負担額は費用の１～３割です。

更新又は変更する

更新の手続きは認定有効期間の満了日の60日前からできます。引き続きサービスを利用したい場合には更新の手続きをします。（※）

介護の手間に変化があった場合には変更手続きを行ってください。

なお、認定有効期間の確認をして、更新手続きなどもれのない様にお願いします。

▶申請するに戻る

※一部サービスについては、申請の代わりに「基本チェックリスト」判定によって利用可能です。（詳しくはP66.67へ）

16種類の特定疾病

①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
②関節リウマチ
③筋萎縮性側索硬化症
④後縦靱帯骨化症
⑤骨折を伴う骨粗鬆症
⑥初老期における認知症
⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
⑧脊髄小脳変性症
⑨脊柱管狭窄症
⑩早老症
⑪多系統萎縮症
⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
⑬脳血管疾患
⑭閉塞性動脈硬化症
⑮慢性閉塞性肺疾患
⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

1 要介護（要支援）認定申請について

熊本市内の申請受付窓口一覧と地図

熊本市内には現在12ヶ所の申請窓口があり、住んでいる地域の最寄りの窓口で認定申請手続きができます。窓口で申請書を記入し、介護保険被保険者証（65歳以上の方）又は医療保険証（40歳～64歳の方）を添えて提出してください。また認定申請以外の手続きについては、申請できない窓口もありますので一覧で確認の上、手続きを行ってください。（※「居宅介護支援事業所」や「高齢者支援センターささえりあ」に相談すると、申請手続きを代行してもらえます。）

●熊本市内の申請受付窓口

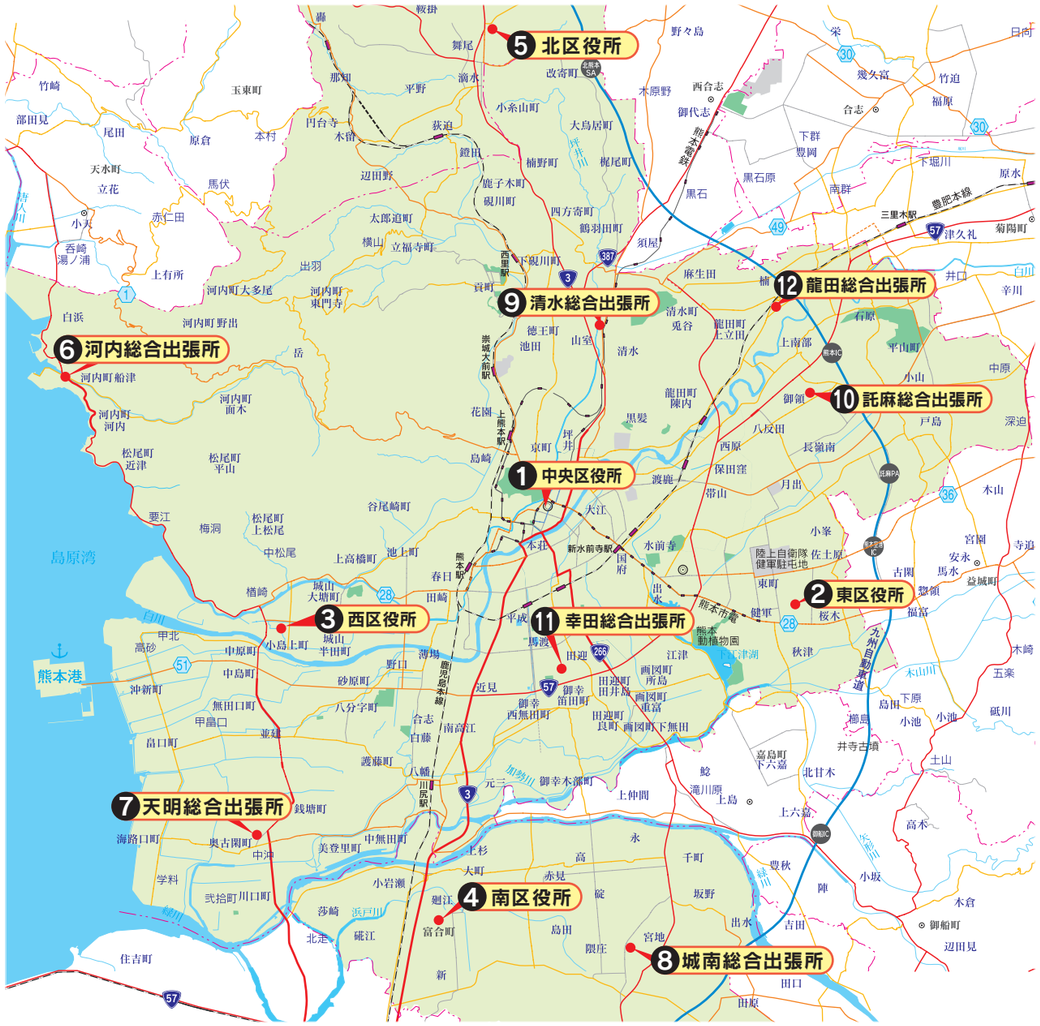

申請種別 ＼ 申請受付機関	要介護（要支援）認定申請	居宅サービス計画作成依頼届出	被保険者証等再交付申請	高額介護（介護予防）サービス費支給申請	高額医療合算介護サービス費支給申請	住宅改修費支給申請	福祉用具購入費支給申請	負担限度額認定申請	※障害者控除対象者認定申請
区役所福祉課									
①中央区 ②東区 ③西区 ④南区 ⑤北区	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総合出張所									
⑥河内 ⑦天明 ⑧城南 ⑨清水 ⑩託麻 ⑪幸田 ⑫龍田	○	—	○	○	○	—	—	○	○

※障害者控除対象者認定とは、障害者手帳をお持ちでなくても、65 歳以上の方で、それと同等の状態にあると認められる場合に、税控除が受けられる認定証を交付するものです。

①中央区役所福祉課 高齢福祉班

☎ (096) 328-2311
〒860-8618
熊本市中央区手取本町1番1号

②東区役所福祉課 高齢福祉班

☎ (096) 367-9127
〒862-8555
熊本市東区東本町16番30号

③西区役所福祉課 高齢福祉班

☎ (096) 329-5403
〒861-5292
熊本市西区小島2丁目7-1

④南区役所福祉課 高齢福祉班

☎ (096) 357-4129
〒861-4189
熊本市南区富合町清藤405番地3

⑤北区役所福祉課 高齢福祉班

☎ (096) 272-1118
〒861-0195
熊本市北区植木町岩野238番地1

⑥河内総合出張所 健康福祉班

☎ (096) 276-1111
〒861-5347
熊本市西区河内町船津2069番地5

⑦天明総合出張所 健康福祉班

☎ (096) 223-1111
〒861-4125
熊本市南区奥古閑町2035番地

⑧城南総合出張所 健康福祉班

☎ (0964) 28-3111
〒861-4202
熊本市南区城南町宮地1050番地

⑨清水総合出張所 健康福祉班

☎ (096) 343-9161
〒861-8066
熊本市北区清水亀井町14-7

⑩託麻総合出張所 健康福祉班

☎ (096) 380-3111
〒861-8038
熊本市東区長嶺東7丁目11-15

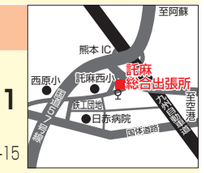

⑪幸田総合出張所 健康福祉班

☎ (096) 378-0172
〒861-4108
熊本市南区幸田2丁目4-1

⑫龍田総合出張所 健康福祉班

☎ (096) 338-2231
〒861-8007
熊本市北区龍田弓削1丁目1-10

1 要介護（要支援）認定申請について

高齢者支援センター ささえりあ

高齢者の方が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供するため、地域の中核機関として熊本市内に27の高齢者支援センターささえりあを設置しています。

高齢者支援センターささえりあでは、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等の専門スタッフを配置し、

1. 介護予防ケアマネジメント業務
2. 総合相談・支援業務
3. 権利擁護業務
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
5. 生活支援体制整備　などを行っています。

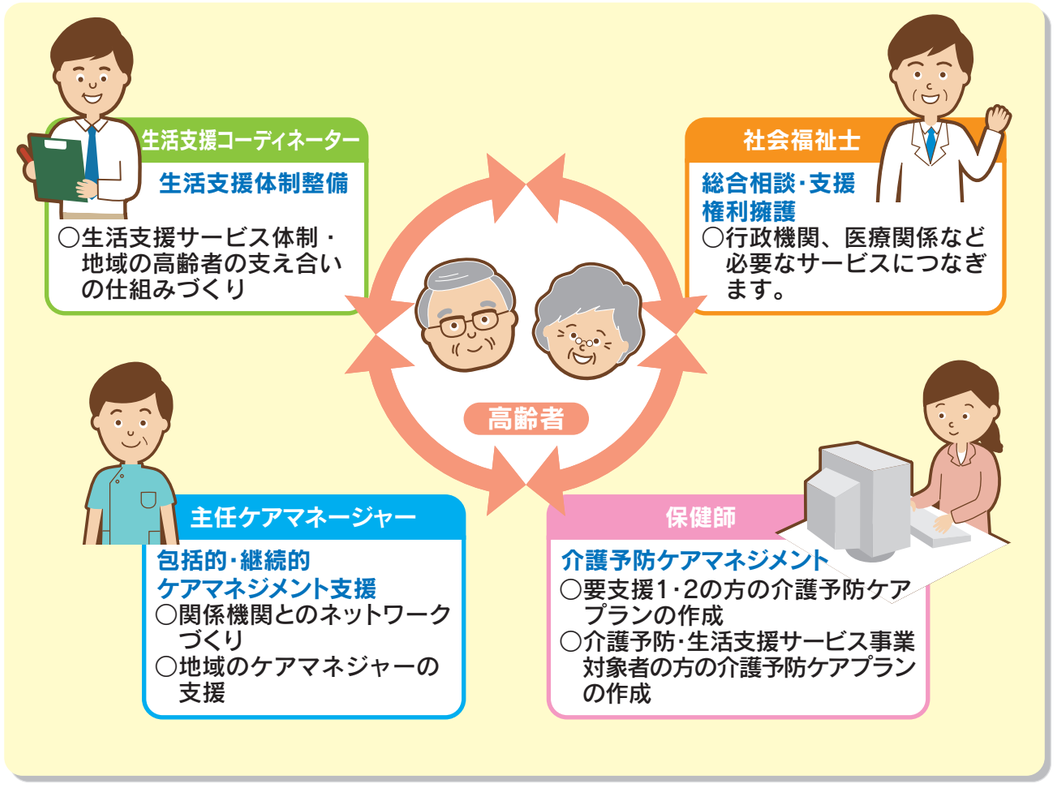

（令和3年6月1日現在）

熊本市高齢者支援センターささえりあ一覧

圏域校区	高齢者支援センターささえりあ名称	住　所	電話番号
壺川、城東、慶徳 一新、五福	熊本市高齢者支援センターささえりあ　熊本中央	熊本市中央区新町４丁目1-26	319-0222
向山、本荘、春竹	熊本市高齢者支援センターささえりあ　本荘	熊本市中央区本荘４丁目1-3	221-3242
碩台、黒髪	熊本市高齢者支援センターささえりあ　子飼	熊本市中央区西子飼町8-18 RIX Bambino 1階	243-2233
白川、大江、白山	熊本市高齢者支援センターささえりあ　白川	熊本市中央区九品寺１丁目2-23 MC ビル１階	211-6011
出水、出水南、砂取	熊本市高齢者支援センターささえりあ　水前寺	熊本市中央区出水１丁目4-7	362-0065
託麻原、帯山、帯山西	熊本市高齢者支援センターささえりあ　帯山	熊本市中央区保田窪１丁目1-33 第２大田ビル１階	241-0230
尾ノ上、東町、健軍東、 山ノ内、月出	熊本市高齢者支援センターささえりあ　尾ノ上	熊本市東区尾ノ上１丁目12-8 ラフォーレ19番館101	331-6355
西原、託麻西	熊本市高齢者支援センターささえりあ　保田窪	熊本市東区保田窪本町10-114 グランフィーネ保田窪1F	387-8201
託麻東、託麻北 託麻南、長嶺	熊本市高齢者支援センターささえりあ　託麻	熊本市東区戸島西２丁目6-132	282-8249
画図、健軍、泉ヶ丘	熊本市高齢者支援センターささえりあ　江津湖	熊本市東区神水本町25-25	214-6888
秋津、若葉 桜木、桜木東	熊本市高齢者支援センターささえりあ　あさひば	熊本市東区花立２丁目4-5 花立ヒルズ1F	360-5550
高橋、池上、城山	熊本市高齢者支援センターささえりあ　三和	熊本市西区城山下代４丁目10-16B号室	329-6743
城西、花園、池田	熊本市高齢者支援センターささえりあ　井芹	熊本市西区島崎２丁目11-13	311-5311
古町、春日、白坪	熊本市高齢者支援センターささえりあ　花陵	熊本市西区春日６丁目19-2 マーブル春日1F	247-6030
芳野、河内	熊本市高齢者支援センターささえりあ　金峰	熊本市西区河内町野出1948-1	277-2588
小島、中島	熊本市高齢者支援センターささえりあ　熊本西	熊本市西区小島８丁目9-13	329-2016
富合	熊本市高齢者支援センターささえりあ　富合	熊本市南区富合町廻江599-4	358-5556
田迎、田迎南 田迎西、御幸	熊本市高齢者支援センターささえりあ　幸田	南区田井島２丁目9-9 田井島スクエアⅠ	370-5055
力合、力合西、城南、 川尻、日吉、日吉東、	熊本市高齢者支援センターささえりあ　熊本南	熊本市南区南高江６丁目7-35 （南部まちづくりセンター内）	358-7222
飽田東、飽田南、飽田西	熊本市高齢者支援センターささえりあ　飽田	南区会富町1333－1 （飽田まちづくりセンター内）	227-1695
中緑、銭塘、奥古閑、川口	熊本市高齢者支援センターささえりあ　天明	熊本市南区銭塘町2138-2	223-2660
杉上、隈庄、豊田	熊本市高齢者支援センターささえりあ　城南	熊本市南区城南町宮地1050 （城南まちづくりセンター内）	0964-28-1131
植木、山本、田原、菱形 桜井、山東、吉松、田底	熊本市高齢者支援センターささえりあ　植木	熊本市北区植木町植木555	272-6914
川上、西里、北部東	熊本市高齢者支援センターささえりあ　北部	北区鹿子木町66 （北部まちづくりセンター内）	275-6355
清水、高平台	熊本市高齢者支援センターささえりあ　清水・高平	熊本市北区山室６丁目8-2	343-0170
城北、麻生田	熊本市高齢者支援センターささえりあ　新地	熊本市北区清水新地２丁目19-24	288-4800
龍田、武蔵、弓削 龍田西、楠、楡木	熊本市高齢者支援センターささえりあ　武蔵塚	熊本市北区武蔵ヶ丘１丁目9-1 １階	339-8130

※高齢者支援センターささえりあごとに対象校区が決まっています。
対象校区をご確認の上、それぞれの高齢者支援センターささえりあをご利用ください。
（最新の情報は、市ホームページ又は、高齢福祉課へご確認ください）

介護保険被保険者証の見かた

●介護保険証は、65歳以上の方と要介護（要支援）認定を受けた40歳～64歳の方にお渡ししています。次の場合に必要となりますので、大切に保管してください。

■介護保険の各種手続きをする時

介護保険の手続きをする際に、窓口に提出してください。

なお、要介護（要支援）認定の手続きの際には、いったん回収させていただき、要介護（要支援）認定結果通知と一緒に、新しい介護保険証を送付いたします。

■介護保険サービスを利用する時

介護保険サービスを利用する時には、事業所に介護保険証を提示してください。

1面

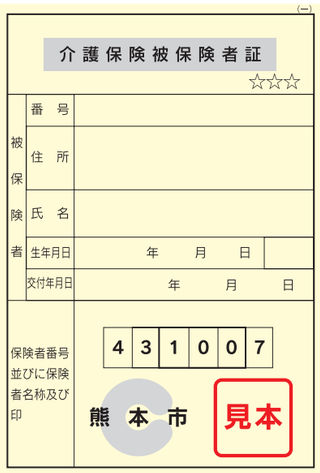

2面

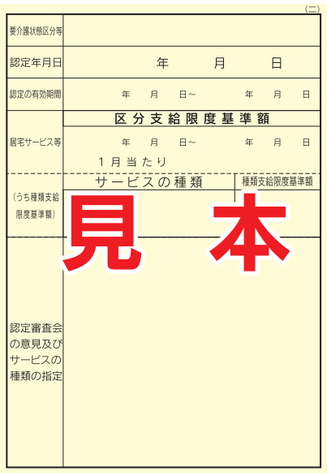

3面

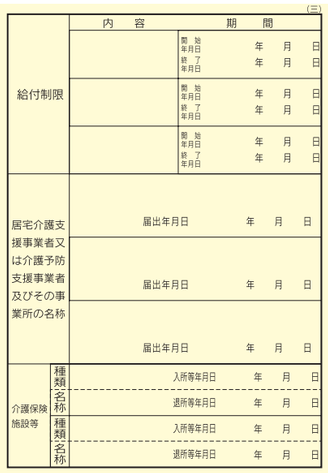

◆１面には住所・氏名等が記入してあります。誤りがないかを確認してください。

◆２・３面は白紙になっていますが、ここには要介護（要支援）認定を受けたときに必要事項が記載されますので、何も記入しないでください。

1面

高額介護（介護予防）サービス費の支給対象者で手続きが完了されている方には☆印が記載されています。

被保険者番号

認定の期限
この期間が終了するまでに更新申請が必要です。

あなたの要介護度
事業対象者、要支援1・2、要介護1～5で記載されます。

2面

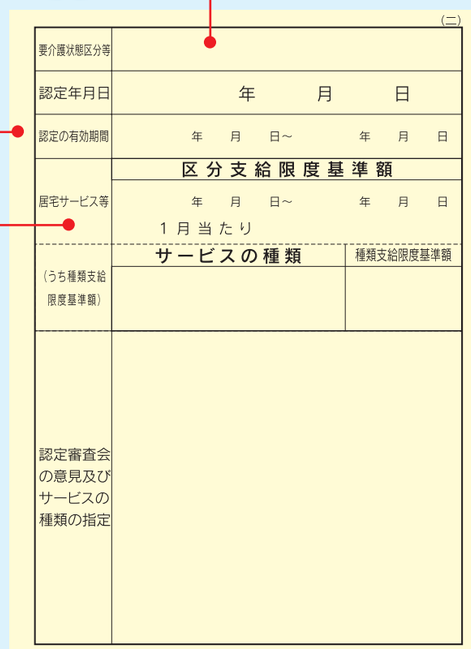

あなたの支給限度額
居宅サービスを利用できる限度額です。
熊本市は1単位10円で計算します。

3面

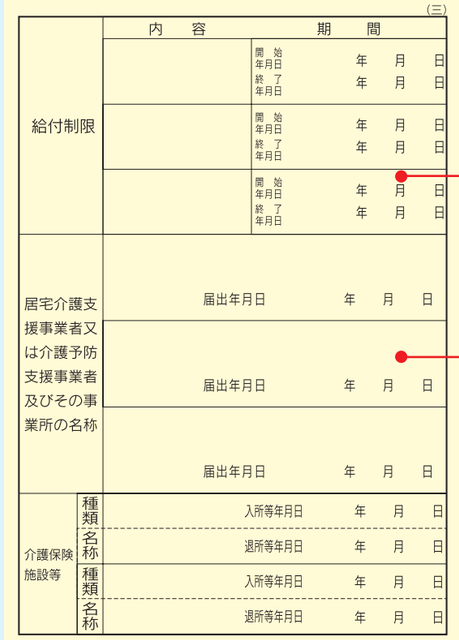

保険料滞納による給付制限の内容
「支払方法の変更」償還払い化
「給付額の減額」３割または４割負担
「保険給付の差止」償還払い化及び給付の一時差止

ケアプラン作成を依頼した居宅介護支援事業者名又は介護予防支援事業者名

1 要介護（要支援）認定申請について

認定申請書の記入方法について

●介護保険サービス利用のために申請書を記入しましょう。
注意事項を参考にしながら、記入してください。

※介護保険認定申請書は窓口に置いてあります。
また、熊本市の介護保険のホームページ「くまもと介護WEB」から印刷して使用することもできます。ぜひご活用ください。

●熊本市ホームページアドレス　http://www.city.kumamoto.jp/
（熊本市のトップページから"介護"へお進みください）

認定申請書記入の際の注意事項

①本人との関係……●被保険者本人と窓口に来られた方との関係を記入してください。

②個人番号……●記入する場合、個人番号カード又は通知カードの添付が必要です。
※申請書に個人番号を記入しなくても申請は受け付けます。
※代理人が申請される場合は、利用者の介護保険被保険者証、代理人の身元確認書類（介護支援専門員証、運転免許証等）も必要となります。

■〈更新認定申請時に記入してください。（新規申請の場合は、記入の必要はありません。）〉
③要介護状態区分……●更新前の要介護状態を記入してください。
④有効期間……●介護保険被保険者証に記載された満了日までを記入してください。
⑤施設等への入院
・入所の有無……●入院、入所の有無を記入してください。
●入院、入所している場合は、入院・入所施設名、施設所在地を記入してください。

⑥主治医……●被保険者本人のかかりつけの主治医及び医療機関名、その住所を記入してください。
●かかりつけ医がいない場合は、ご本人の希望をふまえた上で、熊本市の指定医に受診していただくことになります。

⑦医療保険者名……●被保険者本人が加入されている医療保険者名を記入してください。

⑧医療保険被保険者証
記号番号・枝番……●医療保険証に記載された、記号番号・枝番を記入してください。
※手続きの際は、窓口で医療保険証の提示にご協力ください。（コピー不可）

■〈2号被保険者（40歳～64歳）の方のみ記入してください〉
⑨特定疾病名……●要介護状態の原因となる疾病名（5ページ参照）を記入してください。
不明の場合は、主治医に相談の上記入してください。

⑩本人氏名……●同意される場合は、被保険者本人の直筆署名でお願いします。

家族などの代理人が提出される場合

熊本市長　様
次のとおり申請します。

個人番号												

介護保険　□要介護認定・要支援認定　☑新規　□更新　□区分変更　□申請書

※該当する項目は□に✔を記入してください。

被保険者番号	0123456789	申請年月日	2 0 × × 年 3 月 1 日
フリガナ	カイゴ　ハル	生年月日	昭和10 年 1 月 1 日
被保険者氏名	介護　ハル	性別	□男　☑女
住所	〒 860-8601 熊本市中央区手取本町1-1	電話番号	096 - 328 - 0000
前回の要介護認定の結果等	前回の認定	要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援区分 1 2 ③ 年 月 日 から 年 月 日	
※14日以内に他市町村から転入した場合のみ記入	転出元市町村〔　　〕 現在、転出元市町村に要介護・要支援認定申請を申請中ですか。	□はい　□いいえ	④
変更申請の理由	※区分変更申請の場合のみ記入		
介護保険施設・医療機関等入院の有無（短期入所を除く）	施設名	◎◎病院 入院・入所日（　年 0 月 0 日）　退院・退所予定（ 0 月 0 日頃・未定 ）	⑤
☑有　□無	所在地	〒 860-0001 熊本市中央区本丸1-1	電話番号 096-328-××××

「有」の場合のみ、入院・入所施設名と住所

主治医	医療機関名	◎◎病院					
	フリガナ	ヒゴ	ツバキ	電話番号	必須（代表番号） ※病棟の番号は訪問調査確認票に記載願います。		
	主治医氏名	肥後	椿				
	医療機関住所	〒 860-0001 熊本市中央区本丸1-1					
医療保険	保険者名	□熊本県後期高齢者医療広域連合　☑熊本市（国保加入の方） □その他（　　）		保険者番号		4 3 1 0 0 7	
	被保険者証	記号 1234		番号	5678	枝番	0 1

※医療保険欄は病院などに提示する保険証を見てご記入ください。枝番は保険証に記載がない場合は記入不要です。

届出者氏名	介護　険一	電話番号	096-328-××××
届出者住所	〒 860-8601 熊本市中央区手取本町1-1	窓口に提出する方の住所・電話番号	
本人との関係	□本人　☑3親等以内の親族　□提出代行者　□その他（グループホーム、小規模多機能など施設名記載）		
提出代行者	☑地域包括支援センター　□居宅介護支援事業者 □指定介護老人福祉施設　□介護老人保健施設 □指定介護療養型医療施設　□介護医療院 事業所名　代行事業者記入欄		印

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適正な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を熊本市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者もしくは介護保険施設の関係者、主治医意見書を記載した医師または認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。
（更新申請の場合のみ）申請から30日以内に認定がなされない場合、現在の認定の有効期間内であれば、認定延期通知の省略に同意します。

被保険者署名　　代筆者氏名　　続柄

※第二号被保険者（40歳から64歳の医療加入者）のみ記入

特定疾病名	⑨

以下、熊本市使用欄　　受付印

受付窓口				受付者	管轄区		申請入力	
□中央区	□南区	□天明	□託麻		□中央区	□南区	資格者証	
□東区	□北区	□城南	□幸田		□東区	□北区	意見書発送	
□西区	□河内	□清水	□龍田		□西区		2号・至急	

本人の介護保険被保険者番号
本人の被保険者証に記載された住所
窓口に提出する方の氏名
窓口に提出する日
更新申請の場合のみ記入
被保険者本人と提出する方の関係

1 要介護（要支援）認定申請について

要介護（要支援）の認定

認定調査（コンピュータ判定）の結果と主治医の意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で、5分野（直接生活介助、間接生活介助、問題行動関連行為、機能訓練関連行為、医療関連行為）について、要介護認定等基準時間を算出し、その時間と認知症加算の合計を基に要支援1～要介護5に判定されます。

■要介護認定等基準時間

要支援 1	要介護認定等基準時間が 25 分以上 32 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要支援 2	要支援状態のうち、要介護認定等基準時間が 32 分以上 50 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護 1	要介護認定等基準時間が 32 分以上 50 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護 2	要介護認定等基準時間が 50 分以上 70 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護 3	要介護認定等基準時間が 70 分以上 90 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護 4	要介護認定等基準時間が 90 分以上 110 分未満又はこれに相当すると認められる状態
要介護 5	要介護認定等基準時間が 110 分以上又はこれに相当すると認められる状態

※これはあくまでも目安ですので、各個人の状態と完全には一致しないこともあり得ます。

Q&A

Q 要介護（要支援）認定申請の窓口は、校区ごとに決められているのですか?

こたえ

A いいえ。家から一番近かったり、都合のいい窓口で申請することが可能です。申請を行った後の訪問調査については、各校区に応じて管轄の区役所福祉課から訪問しますので、校区の区役所福祉課で認定申請をすると調査日程などの連絡調整がスムーズにできます。

Q 訪問調査の時に家族は立ち会えますか?

こたえ

A はい。立ち会うことができます。家族の立ち会いを希望される方は申請の際、申請窓口で受付担当の係員へ伝えてください。日程や立ち会われる方のお名前などをお尋ねします。

2 介護（介護予防）サービス利用までの流れ（介護サービスの種類とその費用）